

平成21年5月22日

速報

※このプレスリリースは、英語の原文から翻訳されたものです。従って、原文と翻訳との相違があった場合、原文を正式なものとしします。

ブランデスによる三井住友海上グループホールディングス株式会社に対する 1株40円の配当の株主提案取り下げに関するお知らせ

【サンディエゴ】ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー（以下「ブランデス」といいます。）は、平成21年5月21日付（米国時間）で、三井住友海上グループホールディングス株式会社（東京都中央区、江頭 敏明代表取締役社長）（コード番号：8725 東証第1部）（以下「三井住友海上グループホールディングス」といいます。）に対し、同年4月20付で提出した同社の第1回定時株主総会における株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を取り下げたこととお知らせ致します。ブランデスは、そのクライアントである投資家のために、平成15年より三井住友海上火災保険株式会社の株式を保有し始めました。三井住友海上グループは、平成20年4月に持株会社体制に移行しており、ブランデスの現在の三井住友海上グループホールディングスの発行済株式の保有比率は8.0%超です。

本株主提案は、三井住友海上グループホールディングスに対し、同社の第1期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の期末剰余金の配当として普通株1株当たり40円の配当（決議されれば、1株あたり27円の間配当と併せ、第1期の配当金は1株あたり67円となります）を平成21年9月30日までに支払うよう求めるものでした。

本株主提案が公表された後、三井住友海上グループホールディングスは5月20日付で取締役会が①平成21年3月期の期末配当を1株あたり27円（1株あたり27円の間配当と併せ、第1期の配当金は1株あたり54円となります）とする提案を同社の第1期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）株主総会へ提出すること、また②取得株式数5百万株、取得総額100億円を上限とした自己株式の取得枠を決議したこと、を発表しました。この100億円を上限とした自己株式の取得計画は、平成22年3月31日より前に実施される予定ですが、同計画は、「グループコア利益の40%」を配当と自己株式の取得により株主に還元するという従来からの長期方針を、本事業年度も引き続き遂行するという同社の施策に上乗せされた、追加的な施策であるとブランデスは理解しています。ブランデスは、三井住友海上グループホールディングスによるこの重要なイニシアティブを認識し、余剰資本の解消に取り組む姿勢の進展として評価しています。ブランデスが本株主提案を取り下げたのは、今回の自己株式取得計画の発表を評価してのことであり、同社が今後も資本効率改善に向けて一段と踏み込んだ施策をとり続けると考えたことにあります。ブランデスは、そのクライアントである投資家のために長期株主として、三井住友海上グループホールディングスの全ステークホルダーの利益のために同社と引き続き建設的な関係を維持していく考えであります。

ブランドスは、米国に登録している投資顧問会社（住所：アメリカ合衆国、カリフォルニア州 92130、サンディエゴ、エル・カミノ・レアル 11988、500 号室）です。機関投資家と個人投資家からの預かり運用資産残高は、平成 21 年 3 月 31 日現在、約 424 億米ドルです。

上記の内容につきましては、以下の点を前提としております。十分ご理解ください。

本リリースは、三井住友海上グループホールディングスの株式の売付けの申込み又は買付の申込みの勧誘を意図するものではありません。また、株主に対してブランドス若しくはその関係者、またはその他の第三者に、三井住友海上グループホールディングスの定時株主総会における議決権行使を代理させることを勧誘するものでもありません。

本リリースおよび三井住友海上グループホールディングスへの提案内容は、発表日時点において得られる情報を基にしています。ブランドスでは十分に注意していますが、その情報の正確性について保証するものではありません。

本リリースは三井住友海上グループホールディングスの株価へ影響を与えることを意図したものではありません。ブランドスは、本提案または同社の意見に対する市場のいかなる反応についても保証するものではありません。

詳細は下記担当者までお問い合わせください。

Ray Lewis, Brandes Investment Partners, L.P.

Tel:+1-(858)-523-3588

Email: PublicRelations@brandes.com

###